

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和6年4月19日

香川県知事 池 田 豊 人

| 土地改良事業を行った者の名称 | 土地改良事業の種類                                | 地区名     | 工事完了年月日   |
|----------------|--|---------|-----------|
| 観音寺市栗井土地改良区    | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業)               | 本庄地区    | 令和6年1月19日 |
| 観音寺市柞田土地改良区    | 地域計画実現化促進生産基盤整備事業（旧集落営農推進生産基盤整備事業）（農道事業） | 寺井地区    | 令和6年2月20日 |
| 三豊郡中部用水土地改良区連合 | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業)               | 堂ノ岡下地区  | 令和6年2月29日 |
| 観音寺市木之郷町土地改良区  | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業)               | 上出晴地区   | 令和6年3月15日 |
| 観音寺市豊田土地改良区    | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業)               | 黒島池地区   | 令和6年3月15日 |
| 〃              | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業)               | 有広堂之岡地区 | 令和6年3月19日 |
| 観音寺市常磐土地改良区    | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業)               | 榎ノ内地区   | 令和6年3月15日 |